

平成29年度 第5回 南九州市庁舎建設等市民検討委員会

議事要旨

日時 平成30年3月22日（木）18:00～20:10

場所 南九州市役所知覧庁舎委員会室

I 出席者

委員					
小村孝雄	○	内園三昭	○	大園秀己	○
大迫茂子	○	朝隈勝	○	有村留良	○
森田隆志	○	蔵元泰正	○	池田清志	欠
西迫忠憲	○	福田友和	○	東耕太	欠
東俊昭	○	川口正一	○	榊恒久	欠
山本敬生	○				
事務局					
総務課長 金田憲明		総務課 総務人事係長 有水志郎		総務課 総務人事係 山崎智秀	

II 配布資料

- 1 提言書(案)
- 2 南九州市における国公有財産の最適利用推進検討会開催要領

III 会議内容

1 開会

2 委員長挨拶

(議長) 開会のあいさつ

第5回検討委員会の開催を案内したところ、年度末で時間帯としてもお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。本日も忌憚のないご意見をお願いしたい。

3 経過報告

(議長) 経過報告について事務局から説明されたい。

(事務局) 南九州市における国公有財産の最適利用推進検討会開催要領について説明申し上げる。2/16に財務局の要請で第1回検討会を実施した。検討会

の目的は、「市と鹿児島財務事務所が連携して地域の課題の解決に向け、財産の最適利用を実現すること」としている。構成員として、市は総務課長及び財政課長と関係職員、国は九州財務局鹿児島財務事務所管財課長と関係職員である。検討事項は「南九州市内における国公有財産の最適利用」「国の庁舎整備事業」「集約官署跡地等の活用」「公的施設の相互利用や整備等に関する事項」であり、鹿児島財務事務所から、国公有財産の最適利用の検討イメージとして「国と地方公共団体が合築等により施設の集約を行い、整備・管理費の縮減や手続きのワンストップ化等で行政サービスの向上、さらには庁舎機能の強化を図ること」「合築まではいかないが、相互融通(国、地方の施設で空いているスペースにそれぞれが入る)によって利便性を向上させる」「合築・相互融通まではいなくても、地域におけるまちづくりのコンセプトや将来展望について住民の意向を踏まえて国の施設整備事業を行う」の3つが示された。その他、これらにとらわれずに、幅広い協力関係を築くことを考えているようであった。次に、市の状況やこれまでの庁舎建設市民検討会の内容を説明した。国の庁舎の建設等は、耐用年数65年を目途にしているということで、周辺の施設では税務署が最も古い、予定している平成40年度の市庁舎建設と税務署の建替えの時期を考えると、合築するのは難しいというのが国の考えであった。相互融通や市役所の近くに税務署があった方がよいという考え方があるとすれば、市が所有する敷地を借りたり、買ったりすることがあるかもしれない、その場合には、駐車場の共同利用の連携をさせていただければという話があった。今後はイメージ・計画が合えば、具体的に話をすることで協議がなされた。議論の進め方として、相互で情報を共有し、検討を続けていきたいということを確認した。

(議長) 今の説明について意見はあるか。

(委員) 合同庁舎のようなことをこれから10年間で考える可能性があるということか。

(事務局) 平成40年度を目途にということであれば、国の機関は建替えの時期が合わない、合同庁舎・合築ということはタイミングが非常に難しいということであった。

(議長) 可能性としては低いということである。

(委員) 最適利用検討会を今後定期的を実施し、色々な情勢により合同庁舎の可能性が出てくるということはないか。この時期に検討会を実施したというのとは何かあるという気がする。

(事務局) 平成30年度に市の方針が決定したら、時機を見て、次回の検討会を実

施したいとの意向が財務局から示された。今回の開催は、国がマスコミ等の報道により、本市の状況を察知し、開催の運びになったのではないかと考えている。

(委員) 財務局の要請であったことを踏まえると、国は効率的で市民に利便性が良くなるかたちで話を進めていくという気持ちがあるということか。

(事務局) そのような考え方はあると思っている。

(委員) 私たちがこの一年間議論を重ねてきて、今回で答申を出すことになる。平成40年度まではあと10年、あまり時間的な余裕はないと個人的に思っているが、その中に国の施設と一体的な建築の進め方があるという考え方はあるか。

(事務局) 国に合わせて市が建設すれば、そのようなこともあり得るだろう。国が単独で土地等を準備することは難しく、自治体が庁舎を作る時期にタイミング合えば、費用の縮減や市民の利便性の向上のために、一緒に行いたいということであろうと思っている。

(議長) ほかに意見はあるか。

…意見無し…

次に事務局の説明をお願いしたい。

(事務局) 【1/27の南日本新聞の記事について報告】

(委員) 新聞報道は、市の広報紙やインターネットで広報より見る人が多く、庁舎建設はここまで進んでいるのかと知れ渡ったと思う。知覧農業振興センターに移れば、町全体がどうなるのかという危惧を持った自治会や商店街から問い合わせがあったのではないか。ここにいる団体の代表の方で何か意見を聞いたのであれば、教えていただきたい。

(議長) 新聞記事を受けて、周りから意見があったら聞かせいただきたいということであったがどうか。

(委員) 知人から、庁舎を建て直すのかと聞かれた。10年後から20年後を目途に建て直すこととしていて、今は建てる位置の検討会を開催していると説明した。もったいないのではと言われたが、耐久年数を考えれば建て直しは必要で、駐車場の狭さを加味して、将来建てるのであれば広いところに建てる方が良さだろうという話で進んでいると説明した。その知人は、そういうことであれば、早く作った方が良いという意見であった。

(事務局) 事務局の方には意見は寄せられていない。

4 協議

(1) 第4回委員会の議事要旨の承認について

(議長) 第4回の議事要旨について何か意見はあるか。

…意見無し…

意見が無いので、原案のとおり、承認としたい。

(委員) 次の協議の前に、事務局に確認したい。先日の地域審議会で、合併推進債の計画変更について説明があったが、合併推進債を今回の庁舎計画への財源として充てることができると感じたのだがどうか。

(事務局) 南九州市は、合併協議会において、合併後10年間である平成29年度までの合併新市基本計画を策定し、それに基づき合併推進債を使うことができる。この推進債は事業費の90%に充当でき、40%の交付税措置がある地方債である。東日本大震災の関係で、被災市町村は10年間、その他市町村は5年間、基本計画を延長できる。周りでは延長する市町村もあったが、南九州市は合併推進債よりも有利な過疎債(充当率100%、交付税措置率70%)を使うということで、基本計画を延長してこなかった。しかし、1/31に国の新たな動きとして、合併特例債(平成17年度までに合併した市町村が使える地方債)がさらに5年間延長されるという報道があった。これまでの経緯から、合併特例債が延長されれば、合併推進債も延長されると思われる。これを受けて、南九州市として一回目の延長(平成34年度まで)をしておき、未成立ではあるものの特例債が5年延長され、それに併せて推進債がさらに5年延長されれば、平成39年度まで延長される可能性がある。このことは、国から正確な情報がきているわけではなく、平成39年度まで推進債を確実に使えるということを申し上げられないが、平成34年度までは計画を延長して推進債が使えるということは確実である。

(委員) 確定はできないが、平成39年度まで延長された場合、庁舎費用にも充てられるということで良いか。

(事務局) 南九州市が計画変更し、再延長すれば平成39年度まで使えることになろうかと考えている。

(委員) 新聞に特例債の延長について記事の掲載があり、先ほどの説明のとおりだろうと思う。併せて10年の延長により平成39年度まで、推進債を使って庁舎建設に対する起債ができると思っているが、南九州市は特例債が使えない、庁舎建設は過疎債の対象とならないという理解で良いか。

(事務局) 過疎債は庁舎建設に該当しない。特例債、推進債による庁舎建設は可能である。南九州市がこれまで道路の建設や色々な事業を行うに当たり、

推進債を使えたが、過疎債も該当したため、あえて推進債は使わなかったところである。

(委員) 起債というのは借金がしやすいということで、国から庁舎建設のために無条件で何らかの融通があるということではないということが良いか。

(事務局) 借金には間違いはない。交付税措置があるということは、40%は利子を含めて南九州市に還ってくるということになる。単なる借金は一般単独事業債というものがあるが、交付税措置はないので、全額返還しなければならない。

(委員) ほかに有利な起債はないか。

(事務局) ほかにはないところである。

(委員) 知覧農業振興センターは包蔵地に入っているが、試掘をするのか。

(事務局) 第4回の会議で説明を申し上げたが、文化財課と協議し、文化財保護法により埋蔵物の確認をしなければならない。

(委員) 調査をする場合、どの程度の期間がかかるか。

(事務局) 確定的な期間はどの程度か申し上げられないが、南薩縦貫道を建設する際には工事に合わせ、期間を定めた上で調査を実施している。

(2) 提言書について

(議長) 次の議題である提言書について事務局から説明されたい。

(事務局) 提言書(案)は、これまでの委員会の意見の集約、平成24年度の在り方検討委員会の提言や経緯を記載した構成となっている。

【提言書(案)の読上げ】

「はじめに」から「4 新庁舎の概略規模」まで

(議長) ここまでで何か意見はないか。

(委員) ~はじめに~の8行目の文尾が「提言があったところです」を「提言がありました」ではどうか。

(事務局) 「提言がありました」に変更したい。

(委員) ~はじめに~の「旧穎娃町、旧知覧町及び旧川辺町」は何の順か。

(事務局) 建制順としている。

(委員) 「4 新庁舎の概略規模」で規模の数値が書いてあるが、計画は時の経過で一部修正があるものなので、一番下にでも「見直す場合がありうる」という文言を付け加えられないか。これから先の10年後を考えれば、人口減や社会情勢が変化する可能性もあるので、書かなくても分かるかもしれないが、注釈等で入れられないか。

(事務局) 「前提に協議をしました」とあるように、規模算定の要素、概略の規模を前提条件として協議をいただいたので、この点はこのままが良い

のではないかと考えている。建設位置が決まれば、基本構想・基本計画を策定することになり、これらの数値は当然変わりうるもので、今後さらに詳細に検討していくことになろうかと思う。

(委員) 事務局が色々調べてベターだろうと提示した数値であり、文言を変えてほしいと言っているのではなくて、末尾に追加することはできないか。

(事務局) これらの数値は協議経過の基本となる数値であり、これまで色々なご意見をいただいた。委員会として、追加することにご意見等があれば出していただきたい。

(議長) 何か意見があればお願いしたい。

(委員) 当初から概略規模ということで書いてあり、このとおりに決まったわけではないので、注釈をあえて書くことについてはどうかと思う。

(委員) 同じ意見である。

(委員) 「基本構想や基本計画の策定時には変わりうる」ということではどうか。外枠が決まれば、それにこだわるのを国や自治体でよく見かける。実情に合わないという可能性もあるので意見を申し上げた。

(議長) 書き加えないということで良いか。 …同意…

(事務局) 【提言書(案)の読上げ】

「5 新庁舎の位置検討について」

(議長) 新庁舎の位置について説明があったが、意見はないか。

…意見無し…

(事務局) 【提言書(案)の読上げ】

「6 新庁舎の位置の提言」から「7 新庁舎の建設に当たっての配慮すべき事項」まで

(議長) 事務局の説明に対し、意見をお願いしたい。

(委員) 「6 新庁舎の位置の提言」の1行目に農地法の規制の課題があるとあるが、農地に庁舎を建設する時には、知事の許可が必要だったのではないかと思うがどうか。

(委員) 農業委員会の許可が必要になる。

(委員) 許可のハードルはどうか。難しいか。

(委員) そんなに難しくはない。

…誤字の修正…

(委員) 「7 新庁舎の建設に当たっての配慮すべき事項」の3番にある「地区公民館で簡易な証明を発行するなど」ということについて、具体的に「地区公民館」という名称を入れた方が良いのか。将来的に、これが固定化する可能性が高くなるのではないか。地区公民館に勤務する者の勤務体制に非常に影響が出てくる。その辺りは不透明な部分なので、ほかの言葉

の選択はできないか。

- (委員) このように地区公民館がすることになれば、穎娃支所と川辺支所がなくなっても良いという考えになる。
- (委員) 市民生活への影響を最小限にするということであればいいが、支所をなくすというように捉えられてしまう。支所機能の縮小にはなるだろうが、行政側の責任として最小限に留めるための方法を模索するというのであれば納得する。
- (事務局) 事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局) 「地区公民館での証明発行」の文言は、前回の議事録をご参照いただきたい。地区公民館が証明等を発行することにより、支所が無くなるのではないかということについて、現在の表現を変更した方が良いかどうか、ご意見をいただきたい。
- (委員) 具体的に配慮する事項に、地区公民館というはっきりした文言が出てくると、地区公民館でしなければならないという方向になる。コミュニティプラットフォーム事業は、平成30年度から3地区をモデル地区として実施していくと聞いている。全地区で実施となると、相当の準備期間が必要だろう。同事業は、地元の意見を捉えていく事業であり、証明発行までするのかと思われるので、表現を検討していただきたい。
- (議長) 表現を変えられたいという意見であるがどうか。
- (委員) 支所機能が低下するのは予想されることであるが、行政手続きの利便性を追求し、コンビニを利用した証明発行等を行っている自治体があることは皆さんご存知だろうと思う。コンビニは支所の近くにあり、田んぼの近くには無いという状況で、行政が機能の多角化を目指す場合、公民館事務として証明発行等の事務が増えるのはおかしいと考えている。地域のための公民館の事務というのがある中で、行政のちゃんとした人が公民館を使って事務を行うというような利便性を高める意味で、地域の中に広がっていくという本筋は間違っていないと思っている。その場所が地区公民館になるか別の施設になるかは分からないが、ほかの表現ができればその方が良いだろう。
- (委員) この項目以外は、これからの取組みによっては色々なことができる表現になっていて良いと思う。この項目だけ具体的すぎる。市民生活への影響が懸念されるのであれば、利便性が低下しないように何らかの方策を考えていくというような表現が良いのではないか。
- (議長) 今の意見についてどうか。
- (委員) JAの出張所の縮小でも色々問題が出ている。地区公民館と書くことで、将来的に支所がなくなるのではないかという考えが広がると色々な問題が

出てくるだろう。この項目全体を削除する方が良いかと思う。

(委員) 支所を廃止することはないと思っているがどうか。住民票を取得できる程度の支所は必要だろう。最低限、支所は残してほしい。

(議長) 3番について、「表現を変える」「削除する」「支所の存続を表記する」との意見が出されたが事務局はどうか。

(事務局) 3番を削除しない場合、第4回の議事録3頁の中段にある「市民サービスの低下を招かないため、それぞれの地域においても、手続きに困らないよう新たな仕組みを検討されたい」という表現が考えられる。削除の是非は委員会の意見でまとめていただきたい。

(議長) 事務局から訂正案がだされたがどうか。

(委員) 概ねそのような表現で良いと思う。在り方検討委員会の提言の中にも、支所は存続させるとある。私としては、この文言が配慮すべき事項の一番上にあっても良いと思う。

(委員) 移動車による地区公民館での証明発行はできないか。それをやっている自治体もある。

(事務局) 行政手続きの具体的なひとつの方法と考えられるが、これまでの議論であったように具体的な案を記載しない方が良いかと思われる。

(委員) どうして行政手続きを公民館等で行えるようにしないといけないのか。支所が残るのであれば今までどおりで良いのではないか。

(事務局) 在り方検討委員会の提言でもあったとおり、支所を残すというのは間違いない。そのほか、市民の利便性を高めるため、簡単に取得できるものはより身近な場所で取得できれば良いのではという委員会の意見があった。

(委員) 市庁舎をなくす方向かと気になってしまった。利便性を考えて、近くの施設で取得できるようになれば良いことではあるが。

(事務局) 公民館を利用した地域活動の活性化のため、コミュニティプラットフォームを企画課で推進している。これから過疎が進む中で、自治会長や女性会、子ども会やPTA等が集まり、色々な情報があって助け合えるような公民館であった方がよいのではないかという取組みがある。その中で、証明等を取付できればという意見も出てくるもので、支所を廃止する為に、公民館を活性化するものではないことはご理解いただきたい。

(委員) これから過疎が進み、各地域がお年寄りばかりとなり、市民生活に不十分なことが生じるかもしれない。その際に、今のようなことが生きてくるのではないか。例えば職員がそれぞれの地域を受け持って、様々な地域活性化の方法を話し合っ、自分たちの地域を守っていこうという和を作っていくというのはこれからの大きな課題であると思う。今は庁舎建設を話し合っているのであって、事務局の話は的外れではないか。支所機能は存

続するが、縮小の方向は早まり、働く人も減っていく。その可能性は否定できない。以前の委員会で、縮小することは覚悟しなければならないという意見があったが私はおかしいのではないかと感じた。地域に生活している人にとって、支所は拠りどころなので、存続が前提で、縮小するのはやむを得ないが、市民サービスが低下しないように市役所が方策を探っていくのは当然の責務だろう。安心するような文言をお願いしたい。そうすることで新庁舎を建設することに対する不安感は一掃されると思う。

(議長) 先ほど意見が出たが、在り方検討委員会の提言にある「支所の存続」を改めて加え、事務局から提案のあった文言で修正するというので良いか。
…異議なし…

(事務局) それでは「存続は不可欠」「各地域で手続きに困らないような仕組みを検討する」という文言で修正したい。

(議長) ほかに修正はないか。

(委員) 2番の「知覧庁舎の跡地利用」と「ちらん町商店街の活性化と維持」は並列的な意味か。それとも、知覧庁舎の跡地を利用することによって、ちらん町商店街の活性化に配慮してほしいということか。

(議長) 跡地利用による活性化ということではないか。

(事務局) 議長の意見のほか、跡地をどう利用するのかということと、いわゆる空洞化が考えられる。跡地利用も考える・空洞化しないよう商店街の活性化も図るというように、並列でもあるが相互に関連もあると考えている。

(委員) 跡地を売却するというのも良いのではないか。

(議長) 今の意見は、4番の遊休資産の処分とも関連がある。この部分でカバーできると思われる。ほかに意見はないか。

…意見無し…

(議長) それでは、先ほどのとおり文言の書き換えを行うということで良いか。

…意見無し…

(議長) 提案書の修正を行うので休憩とする。

…修正後の提案書を配布…

(議長) 提案書の修正について意見を出されたい。

…意見無し…

(議長) 意見がないようなので、この提言書にて市長に答申するというので良いか。

…同意の声…

(議長) 後日、私が市長に提出したい。

(委員) 最後に事務局に2点確認したい。決定された提言書に何ら異論はない。知覧農業振興センターとすることで提言することが決まったが、現在進行中

の3月議会の一般質問で、合庁方式等の可能性がゼロではないような旨の答弁があったと聞いている。今後、国県からの打診があった場合、建設位置を再検討する可能性があるかということと平成30年度もこのような委員会の予算が組まれているようであるが、その内容を教えてほしい。

(事務局) 答申を最大限尊重して市の意思決定を行うことになると思う。国県により、位置が変更になるかということについては、市の庁舎建設の位置に合わせて国県がアクションを起こすのではないかと考えている。また、今後は基本構想、基本計画、実施計画になっていくかと思うが、平成30年度は基本構想の策定に向けた準備のための検討委員会になろうかと思っている。市の意思が決定しない中で、構想委員会を実施することはできない。準備委員会の検討と並行して、市の意思が決定し、体制が整えば、準備委員会の意見を取り入れながら、基本構想の委員会に移っていくのではないかとと思われる。委員は、各種団体や市民の公募で構成され、委員を15人、アドバイザーを1人で考えている。

(議長) ほかに意見はないか。

(アドバイザー) アドバイザーとして総括したい。提言書は全体的に分かり易く良くできているのではないかと思う。市民の方にも納得していただけるのではないか。特に、配慮すべき事項の5番と6番が良いと感じた。南九州市は落ち着きと品格のある街というイメージがあり、特に知覧は全国レベルでもあり、ヴェルサイユ宮殿のような庁舎を作っても合わないの、イメージに合った重厚な新庁舎を作っていただきたい。現役世代が決めた以上、責任を持って負担すべきという考え方を持っているの、新庁舎は現役世代から将来世代へのプレゼントという気持ちをもつことが重要なのだろう。将来世代がいちばん恩恵を受けるので、適切な負担を求めても良いのではないかと思う。新庁舎が完成した時に、合併が完結したと言ってもいいのではないか。そういう意味で、皆さんが練り上げた提言書は重要な意義を持っていると思う。

(議長) 最後に私からあいさつしたい。8/1に第1回を開催し、8か月の長きにわたり皆様に積極的な意見をいただいた。また、位置の検討委員会は終わったが、今後、様々な検討委員会が開催されると思う。一緒に出席することがあれば、また一緒に検討できればと思う。

(事務局) 委員の皆様には長きにわたり、協議いただき感謝申し上げます。今後、この答申をもとに市の方針を決定していきたいと思う。そのことについては、市民の皆様、議会にもお知らせしたい。

本日の協議は以上で終了する。